

4/15（木）、警察庁の有識者会議「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」が、新たなモビリティとして期待される電動キックボードや、無人走行ロボットなどの交通ルール案に関する中間報告書を公表しました。

この中で、モビリティの最高速度に応じ、以下の3つの類型に分け検討するとしています。

1.歩道通行車(～6km/h 程度)

・ 電動車いす相当の大きさで、荷物の配送に有用な無人走行ロボットなどが含まれ、歩行者扱いで歩道および路側帯を通行できます。

2.小型低速車(～15km/h)

・ 普通自転車相当の大きさで、電動キックボードやセグウェイなどが対象となり、車道および普通自転車通行帯、自転車道、路側帯を通行できます（歩道走行は認めない）。

3.既存の原動機付自転車等(15km/h～)

・ 車道のみ走行でき、免許やヘルメットなどのルールは維持されます。

上述以外にも今後の主な検討課題として、「歩道通行車の最高速度を 10km/h まで引き上げて安全か。」「小型低速車のヘルメットは、自転車も含め、努力義務としてよいか。」などが挙げられています。

更にこの報告書では、自転車の交通ルール遵守の徹底に関し、「自転車の違反に対する刑罰的な責任追及が著しく不十分なものとどまっている状況を踏まえれば、指導取締りについては、刑罰に代わる少額の違反金を課すなど、非刑罰的な手法も含め、違反の抑止のために実効性のある方法を検討すべきである。」

との意見も報告されています。

これらのモビリティについては、如何にしてその利便性を最大限に引き出しながら、安全性を確保するが重要になります。

引き続き、今後の同会議での検討状況や発信内容に注視してまいりたいと思います。

上述報告書の概要資料は、以下 URL よりご覧になれます。

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/mobility/interim-houkoku-gaiyou.pdf>

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

---

▼"ツイッター"を始めました。

<https://twitter.com/jidousyakyouiku>

▼本メルマガへのご登録内容の編集・解除は、以下よりお願いします。

<https://matomete-mail.com/bm/p/f/uf.php?id=149239601>